

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	本人が出願した場合の拒絶の可能性	なし※1	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2	歌手名等の取扱い(識別力に関する)	基本的に拒絶の対象(ただし、一連の作品が発表されている場合を除く。下記参照※2)	—	識別力あり※1	—	識別力あり	識別力あり	人名は基本的に識別力有※1/グループ名は個別に判断	特に記載なし(人名は基本的に識別力有)
3	適用条文(識別力に関する)	—	CTMR 第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	商標法第6条1項7号	商標法第 41条(3)or(4)※1	商標法第29条1項
4	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1202.09	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	商標審査基準第8条	審査マニュアル Part 22「第41条 識別可能」	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」、4.6.1「氏」、4.6.2「氏名」
5	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「録音・録画済みの磁気テープ、録音・録画済みのコンパクトディスク、レコード、インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第16類 「印刷物、書画、写真、ポスター、音楽の演奏・コンサートプログラムに関するツアーブック、ステッカー及び転写紙、その他同種の商品」	○(登録可)	×(拒絶)	×(拒絶)※3	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	第41類 「録音・録画済み記憶媒体の貸与、CD等の貸与、音楽の演奏に関する情報の提供、オンラインによる音楽・音声・映像・画像・文字情報の提供、その他同種の役務」	○(登録可)	○(登録可)	○(登録可)	×(拒絶)	○(登録可)	○(登録可)※1	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	—	書籍の編集	—	—	—	—	—	×(拒絶) 第35類「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売り又は卸売」 第38類「テレビジョン放送、ラジオ放送」 第41類「映画、ビデオ及び録画済み媒体の制作、映画、ビデオ及び録画済み媒体の貸与、娯楽の提供、演劇の上演」
6	有名性の関与	—	有名である場合拒絶される	有名でない場合、登録可 有名である場合、単なるイメージキャリアとなる商品役務を指定した場合拒絶	有名である場合拒絶される	—	有名である場合拒絶されない※2	有名である場合拒絶される(第三者による出願の場合)	結論は変わらない
7	有名性の推移による判断の変化の可能性	なし	あり	なし	有り(理論的には)	—	なし	—	—
8	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	—	可	可	可	—	可※3	可(グループ名)	—
9	その他の拒絶理由	①歌手名等の名前は基本的に拒絶の対象※2 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①商品又は役務の特徴を示すために取引上使用される商標 ②商品又は役務の種類・質・原産地等の誤認を生じさせる商標 ③悪意による出願	①社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合。 ②先に存在する他人の権利を侵害してはならない。	①公序良俗違反 ②著名な他人の姓名・名称等を含む商標(承諾なし) ③品質誤認又は欺瞞する商標	誤認混同	—
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15U.S.C. § § 1051, 1052, and 1127) ②15 U.S.C. § § 1052(c), 1052(f), 1091(a)	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議) ②商標法第3条(1)(c)	商標法第8条2項、4項及び10項	①第10条第1項(八) ②第31条	①第7条1項4号 ②第7条1項6号 ③第7条1項11号	商標法第43条	—
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1	—
10	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
11	注釈	※1:識別力なしとしての拒絶はない。ただし、単に内容を表示するような使用の場合は拒絶 ※2:①歌手名等の名において複数作品を発表しており、②当該名前が作品群の出所を示し、単に作者を示すに過ぎないものではないことを示すに足る証拠の提出により登録可。それ以外は登録不可。	—	※1: Common surname以外 ※2: Trade Mark Act ※3: 単なるイメージキャリア、中世のバッジとなるものを指定商品とした場合	—	—	※1: 第三者が出願した場合。歌手名であっても通常の識別力に関する基準に基づいて判断される。現在、審査基準に歌手名等について明記することを検討中。 ※2: 本人又は正当な権利者が出願した場合 ※3: 登録例はない	※1: Common Nameでなく、指定商品役務がありふれたもの(commonplace)でなければ基本的に登録となる。	—

各国比較一覧表
2. 書籍の題号等についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	英国	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	書籍の題号からなる商標								
1-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	(あり)※1	あり	あり	あり
1-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	(商標法第11条)※1	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
1-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional	—	(商標審査基準第二部分)※1	審査基準第8条11. 及び解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21 及び22	審査基準4.7
1-4	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「電子出版物」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	第9類 「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	第16類 「書籍」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	第16類 「新聞、雑誌等の定期刊行物」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	第16類 「辞書、百科事典」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	第41類 「電子出版物の提供」	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× 拒絶
	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	芝居	「書籍の出版」、「オンラインによる電子書籍及び電子雑誌の提供」等の「印刷物」という製品に機能的に密接に関連するもの	—	—	—	・第28類: ゲーム用具及びおもちゃ ・第35類: 録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売, CD類の小売又は卸売, 広告 ・第38類: テレビジョン放送, ラジオ放送 ・第41類: 映画・ビデオ及び録画済み媒体の制作, 映画・ビデオ及び録画済み媒体の貸与, 娯楽の提供, 演劇の上演, テレビ娯楽番組の制作 ・第42類: 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
	1-5 有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない※1	有名である場合拒絶されない※1	判断は変わらない
	1-6 シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は変わらない	結論は変わらない	結論は変わらない
1-7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
1-8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。 ※1	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録 ③他人の肖像又は名称等
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号 ③同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22 及びPart 29	—
2	著者名/作者名からなる商標								
2-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	—	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
2-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	—	審査ガイドライン Part 16	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」、4.6.1「氏」、4.6.2「氏名」
2-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	—	有名である場合拒絶されない※2	結論は変わらない
2-8	その他の拒絶理由	①単一の作品の作者は基本的に拒絶の対象 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①記述的商標 ②品質, 原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。 ※2	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	誤認混同	①公序良俗違反 ②他人の肖像又は名称等
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § § 1051, 1052, and 1127) ②商標法第2条(c)(15 U.S.C. § § 1052(c), 1052(f), 1091(a))	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議)	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	商標法第43条	①第30条第1項第7号 ②同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1	商標誤認混同審査基準
3	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
4	注釈	—	—	※1: Trade Mark Act	—	※1: 普通名称や慣用的な表現を題名とした場合は拒絶となるがほとんどない。 ※2: 書籍の題号に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1: パブリックドメインである場合を除く ※2: 一般的な名前である場合を除く	—

各国比較一覧表
3. 映像作品の題名についての識別力(商品)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号及び7号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	審査基準第8条解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定商品								
	「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第16類:「書籍」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第35類:「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」について出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送、ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供、電子書籍の提供(ダウンロード不可)、映画、ビデオ又は録画済み記憶媒体、芸人による演技の上演、演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	有名である場合拒絶されない※1	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異ならない	結論は変わらない	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	あり	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	第7条第1項第11号	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:題名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。		※1:パブリックドメインである場合を除く ※2:一般的な名前である場合を除く	—

4. 放送番組の題名についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	商標法第6条※1	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所 (識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び 2.2.3	商標審査ガイド "Famous Fictional Characters/Stories"	—	—	—※2	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定役務								
	「放送番組の制作」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「テレビジョン放送」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「映画の制作及び映画フィルムの配給」	×拒絶	×拒絶	×拒絶	×拒絶	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第9類:ダウンロード可能な電子出版物、ダウンロード可能な映像ファイル、ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像 ・第16類:書籍 ・第28類:ゲーム及びおもちゃ ・第35類:録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売 ・第38類:ラジオ放送 ・第41類:オンラインゲームの提供、芸人による演芸の上演、演劇の上演 ・第42類:電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	①商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ ②国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものとして認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得る目的又は当該特定人に損害を加える目的をもって使用する商標	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	①第7条第1項第11号 ②第7条第1項第12号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:番組名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	※1:番組名等に関する明示規定はない。一般の識別力の要件に基づき審査 ※2:番組名に関する審査規定を明記予定(現在改正検討中)。番組名を模倣して出願した場合について重点を置く予定。	—	—

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	—	審査ガイドライン Part 21 及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	「映写フィルムの貸与」について、出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録画済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みコンパクトディスクの貸与」について、出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコードの貸与」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第9類:「ダウンロード可能な電子出版物, ダウンロード可能な映像ファイル, ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像」について, 出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について, 出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送, ラジオ放送」について, 出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供, 電子書籍の提供(ダウンロード不可), 映画, ビデオ又は録画済み記憶媒体の制作又は上映, 芸人による演芸の上演, 演劇の上演」について, 出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について, 出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合。
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異ならない	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	有り	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道德、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22 及びPart	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:第名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	—	—